

阿賀野市子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

阿賀野市長 加藤博幸

## 阿賀野市規則第20号

阿賀野市子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する規則

阿賀野市子ども・子育て支援法施行規則（平成27年阿賀野市規則第31号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第4章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

第1節 特定教育・保育施設（第35条—第42条）

第2節 特定地域型保育事業者（第43条—第50条）

第3節 業務管理体制の整備等（第51条—第53条）

第5章 特定子ども・子育て支援施設等（第54条—第61条）

第6章 費用（第62条）

第7章 雑則（第63条）

」

を

「第4章 乳児等のための支援給付

第1節 乳児等支援支給認定等（第35条—第41条）

第2節 乳児等支援給付費の支給（第42条）

第5章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

第1節 特定教育・保育施設（第43条—第50条）

第2節 特定地域型保育事業者（第51条—第58条）

第3節 業務管理体制の整備等（第59条—第61条）

第6章 特定乳児等通園支援事業者（第62条—第70条）

第7章 特定子ども・子育て支援施設等（第71条—第78条）

第8章 費用（第79条）

第9章 雑則（第80条）

」

に改める。

第63条を第80条とし、第7章を第9章とする。

第6章中第62条を第79条とし、同章を第8章とする。

第61条中「第40条第4項」を「第48条第4項」に改め、第5章中同条を第78条とする。

第60条を第77条とする。

第59条第2項中「第39条第2項」を「第47条第2項」に改め、同条第4項中「第39条第4項」を「第47条第4項」に改め、同条を第76条とする。

第58条を第75条とし、第54条から第57条までを17条ずつ繰り下げる。

第5章を第7章とする。

第53条第2項中「第40条第2項」を「第48条第2項」に改め、同条第4項中「第40条第4項」を「第48条第4項」に改め、第4章第3節中同条を第61条とする。

第52条を第60条とし、第51条を第59条とする。

第50条中「第40条第4項」を「第48条第4項」に改め、第4章第2節中同条を第58条とする。

第49条を第57条とする。

第48条第2項中「第40条第2項」を「第48条第2項」に改め同条第4項中「第40条第4項」を「第48条第4項」に改め、同条を第56条とする。

第47条を第55条とし、第43条から第46条までを8条ずつ繰り下げる。

第42条中「第40条第4項」を「第48条第4項」に改め、第4章第1節中同条を第50条とする。

第41条を第49条とし、第35条から第40条までを8条ずつ繰り下げる。

第4章を第5章とし、同章の次に次の1章を加える。

## 第6章 特定乳児等通園支援事業者等

### (確認の申請)

第62条 府令第44条の2において準用する府令第39条の規定による申請は、阿賀野市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則（令和8年阿賀野市規則第15号）第2条に定める乳児等通園支援事業認可申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認申請書（第1号様式）により申請するものとする。

### (確認を行わない場合の通知)

第63条 市長は、法第54条の2第2項の規定による申請について、法第54条の2第1項の確認を行わないときは、別に定める特定乳児等通園支援事業者確認申請却下通知書により、当該申請を行った者に通知するものとする。

### (確認の変更の申請)

第64条 府令第44条の2において準用する府令第40条の規定による申請は、別に定める特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（利用定員の増加）により行うものとする。

### (確認の変更の届出)

第65条 府令第44条の2において準用する府令第41条第1項の規定による届出は、別に定める特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の変更以外）により

行うものとする。

- 2 府令第44条の2において準用する府令第41条第3項において準用する府令第34条の届出は、別に定める特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の減少）により行うものとする。

（確認の辞退）

第66条 法第54条の3において準用する法第48条の規定による法第54条の2第1項の確認の辞退は、別に定める乳児等通園支援事業者認可廃止又は休止申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書により行うものとする。

（報告等）

第67条 法第54条の3において準用する法第50条第1項の規定による報告又は物件の提出若しくは提示の命令は、別に定める報告等命令書により行うものとする。

（勧告、命令等）

第68条 法第54条の3において準用する法第51条第1項の規定による勧告は、別に定める措置勧告書により行うものとする。

- 2 法第54条の3において準用する法第51条第2項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

掲示場に掲示する。

- 3 法第54条の3において準用する法第51条第3項の規定による命令は、別に定める措置命令書により行うものとする。

- 4 法第54条の3において準用する法第51条第4項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

掲示場に掲示する。

（確認の取消し等）

第69条 法第54条の3において準用する法第52条第1項の規定により、法第54条の2第1項の確認を取り消し、又はその確認の全部若しくは一部の効力を停止するときは、法第54条の3において準用する法第53条の規定による公示をするほか、別に定める特定乳児等通園支援事業者確認取消・停止通知書により通知するものとする。

（公示の方法）

第70条 第68条第4項の規定は、法第54条の3において準用する法第53条の規定による公示について準用する。

第3章の次に次の1章を加える。

第4章 乳児等のための支援給付

第1節 乳児等支援支給認定等

(乳児等支援給付認定の申請)

第35条 法第30条の15第2項の認定（以下「乳児等支援給付認定」という。）を受けようとする小学校就学前子どもの保護者（以下「乳児等支援給付認定保護者」という。）は、府令第28条の22の定めるところにより、別に定める乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定申請書を市長に提出しなければならない。

2 次の各号に掲げる支給対象小学校就学前子どもの保護者は、法第30条の20第3項の規定による費用の額の算定のために必要な書類として、当該各号に該当することを証する書類を添付しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

- (1) 障害児加算の対象となる支給対象小学校就学前子ども
- (2) 医療的ケア児加算の対象となる支給対象小学校就学前子ども
- (3) 要支援家庭のこども加算の対象となる支給対象小学校就学前子ども
- (4) 生活困窮家庭等負担軽減加算の対象となる支給対象小学校就学前子ども

(乳児等支援支給認定証)

第36条 市長は、前条に規定する申請について、乳児等支援給付認定を行ったときは、当該乳児等支援給付認定保護者にその旨を通知するとともに、希望のあった乳児等支援給付認定保護者に対し、別に定める乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）（以下「認定証」という。）を交付するものとする。

(乳児等支援給付認定申請の却下の通知)

第37条 市長は、第35条の規定による申請について、当該申請に係る保護者が乳児等のための支援給付を受ける資格を有すると認められないときは、別に定める乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定申請却下通知書により、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。

(受給事由の消滅の届出)

第38条 乳児等支援給付認定保護者は、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付認定子どもが支給対象小学校就学前子どもに該当しなくなったとき、又は他の市町村の区域内に居住地を有することとなったときは、別に定める乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定消滅届出書により、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、乳児等支援給付認定子どもが満3歳に達したことにより支給対象小学校就学前子どもに該当しなくなったときは、この限りでない。

(乳児等支援給付認定の取消しの通知)

第39条 府令第28条の25第1項及び第2項の規定に基づき、乳児等支援給付認定の取消しを行ったときは、別に定める乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定

取消通知書により乳児等支援給付認定保護者に通知するものとする。

- 2 前項の場合において、乳児等支援給付認定保護者に認定証を交付しているときは、当該認定証の返還を求めるものとする。ただし、認定証が既に市長に提出されているときは、この限りでない。

(乳児等支援給付認定の変更の届出)

第40条 府令第28条の26第1項の規定により乳児等支援給付認定の変更の認定を申請しようとする乳児等支援給付認定保護者は、別に定める乳児等支援給付(こども誰でも通園制度)認定変更届出書を、市長に提出しなければならない。この場合において、認定証の交付を受けているときは、当該認定証を添付しなければならない。

- 2 乳児等支援給付認定保護者は、府令第28条の26第1項に規定する場合のほか、乳児等支援給付認定の有効期間内において、当該乳児等支援給付認定に係る乳児等支援給付認定子どもの第36条第2項各号の該当の有無に変更が生じたときは、府令第28条の26の規定の例により、その旨を市長に届け出なければならない。

(乳児等支援支給認定証の再交付の申請)

第41条 乳児等支援給付認定保護者は、府令第28条の27第2項に規定する認定証の再交付の申請をしようとするときは、別に定める乳児等支援支給認定証再交付申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請があったときは、府令第28条の27第2項の規定により、交付するものとする。
- 3 乳児等支援給付認定保護者は、認定証の再交付を受けた後、失った認定証を発見したときは、速やかにこれを市長に返還しなければならない。

## 第2節 乳児等支援給付費の支給

(特定乳児等通園支援事業者による乳児等支援給付費の請求)

第42条 法第30条の20第7項の規定による支給を受けようとする特定乳児等通園支援事業者は、別に定める乳児等支援給付費に係る請求書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、特定乳児等通園支援事業者に対し、前項の請求に関し必要な書類の提出を求めることができる。

## 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。